

議事要旨(1)企業会計基準適用指針公開草案「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」について

石川研究員より、公表される適用指針公開草案の概要と第 112 回企業会計基準委員会からの主な変更点についての説明が行われた。なお、標題の適用指針公開草案は、下記の審議の後、出席委員 11 名全員の賛成により公表議決された。

適用指針公開草案について、第 112 回企業会計基準委員会からの主な変更点の概要は、以下のとおりである。

- 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理で、取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではないなどの場合において、発行者が区分法を採用していたときの会計処理についての、前回の企業会計基準委員会での意見を考慮し、取得の対価が現金である場合について「取得の対価としての払出額を発行時における払込金額の区分に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し」との表現を追加している。また、取得の対価が株式である場合についても、修正を行っている。
- 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理で、取得の対価が自社の株式であり、取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではないなどの場合における取得価額算定の対象となる時価を明確にするため、「取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価」との記述を追加している。
- 自己社債の会計処理に関する記述を設けるべきとの前回の企業会計基準委員会での意見を考慮し、「自己社債については、これまでの会計慣行を踏まえ、金融商品会計基準における有価証券の会計処理に準じて処理する」との記述を追加している。

説明に対する質疑の概要は以下である。

- 転換社債型新株予約権付社債について一括法を採用した発行者側の会計処理で、当該転換社債型新株予約権付社債の発行時にスプレッド方式を採用した場合の取扱いについての検討を行う予定はあるのかという質問があった。これに対し、事務局から今後コメントを見ながらの対応も否定されるものではないとの回答がされた。公開草案の段階では特にこの件に関する修正を行わないかたちで公表するものとした。
- 適用時期に関し、適用指針公開草案（案）では事業年度・中間会計期間をもって適用の可否を判断することとしているが、この方法を採用した場合、既発の新株予約権付社債にまで適用が求められることになるのかという質問があった。これに対し、本適用指針は基本的に実務対応報告第 16 号を踏襲するものであることから、実務への大きな影響はないと考えている旨が事務局より回答された。

以 上